

令和5年度

隨時(備品)監査報告書

下諏訪町監査委員

5 監委第27号
令和6年2月27日

下 諏 訪 町 長 宮 坂 徹 様
下 諏 訪 町 議 会 議 長 樽 川 信 仁 様
下 諏 訪 町 教 育 委 員 会 教 育 長 松 崎 泉 様

下諏訪町監査委員

宮 澤 孝 良
中 山 透

令和5年度随時（備品）監査の結果報告について

下諏訪町監査基準に準拠し、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第5項の規定に基づき、令和5年度随時（備品）監査を実施したので、同条第9項の規定によりその結果を報告します。

目 次

	ページ
1 監査の概要	1
2 監査の着眼点	1
3 監査の実施内容	1
4 監査の結果	2
5 監査の所見	3
6 令和4年度随時監査意見と措置状況	5

1 監査の概要

- (1) 監査の種類 随時（備品）監査
- (2) 監査実施日 令和6年1月23日（火） 午前10時
- (3) 監査の対象 今井邦子文学館（産業振興課）
宿場街道資料館（産業振興課）
伏見屋邸（産業振興課）
- (4) 出席者 産業振興課 宮坂 清 文化遺産活用係長兼博物館長
太田博人 主任
監査委員 宮澤孝良 代表監査委員
中山 透 監査委員
同事務局 登内秀幸 次長

2 監査の着眼点

下諏訪町財務規則等に基づき、備品台帳の整備や備品の保管状況など適正に備品管理がなされているか。また、物品取扱主任を中心とした管理体制が確立されているかを着眼点とした。

3 監査の実施内容

各監査対象施設内を視察し、備品の管理状況を聴取したほか、全ての備品について、備品台帳・備品配置図と現物との照合、使用状況、保管状況及び備品シールの貼付状況の確認をそれぞれ行った。

4 監査の結果

(1) 概況

- ① 今井邦子文学館は、短歌結社「明日香社」を主宰したアララギ派歌人今井邦子の足跡を展示する文学館として、平成7年4月開設された。

建物は木造2階建て、2階に資料展示、1階は無料休憩所として活用、他に土蔵を有している。

施設管理はシルバー人材センターに委託し、管理人1名が常駐している。



今井邦子文学館 外観



内部（2階）

- ② 宿場街道資料館は、江戸時代に中山道の宿場町として栄えた下諏訪宿の様子や、幕末に起きた「皇女和宮降嫁」「和田嶺合戦」「赤報隊」等について展示する資料館として、昭和62年2月に開設された。

建物は木造2階建て、2階に資料展示、1階は無料休憩所として活用、他に土蔵を有している。

施設管理は、会計年度任用職員1名が常駐にて行っている。



宿場街道資料館 外観



内部（1階）

- ③ 伏見屋邸は、国の認定を受けた歴史的風致維持向上計画に基づき復元工事を実施、商いを営んでいた当時の面影を取り戻し、平成23年4月に開設。平成25年には国の登録有形文化財に登録された。

建物は木造2階建て、他に土蔵を有しており、施設管理はシルバー人材センターに委託し、2名が常駐。また、地域住民ボランティアによる運営サポーターが組織され、まち歩き観光の休憩場所として、建物案内、周辺見どころ案内など、おもてなしをしている。



伏見屋邸 外観



内部（1階）

(2) 備品管理状況

- ① 各備品については、適正に登録されており、提出された配置図のとおり配置されていた。また、「備品シール」は、概ね備品に応じて適切な場所に貼付されていることを確認した。
- ② 今井邦子文学館及び宿場街道資料館の展示用資料については、別途博物館において収蔵品目録により適正に管理されている。

5 監査の所見

- (1) 一部、運営をサポートする地域住民ボランティア等が施設に持ち込んだものとみられる物品で、「所属別備品出納簿」に未登録のものが散見された。厚意での持ち込みも考えられるが、担当課において改めて内容を点検され、町所有の備品（寄贈品）と個人所有の物品は、はっきりと区分し、今後の対応を検討されたい。

- (2) 今井邦子文学館において、建物の一部と思われる「格子戸」に備品シールが貼付され、「所属別備品出納簿」に備品として記載されていた。備品登録の経緯は不明とのことであるが、「物品管理事務の手引き」に照らし、取り扱いについて確認されたい。
- (3) 町は、文化遺産を観光資源として活用し、にぎわいの創出につなげるため、令和2年度に博物館業務を教育こども課から産業振興課へ移管しており、引き続き各分館においても、各種団体との協働により、趣向を凝らした企画展、体験教室等により町の魅力を発信しながら、文化遺産を生かしたまちづくりの推進に寄与されることを期待する。

6 令和4年度随時監査意見と措置状況（子育てふれあいセンター）

【監査の意見】

(1)

一部、備品シールが貼付されていない物品が散見された。また、備品シールが貼付されているものの、シールに記載の備品番号と、提出された「所属別備品出納簿」に記載されている備品番号が全て異なっていた。備品管理システムの更新等により備品番号が変更となっている場合は、シールに記載の番号を修正していただき、台帳と現物の突合ができるよう改善策を講じていただきたい。

(2)

センター内の備品、とりわけ子どもが利用する遊具については、安全に楽しんでいただけるよう、常に管理意識を高く持ち、内部で定期的に現物調査を行い、経年劣化の状況を把握するとともに正しいメンテナンスが行われることを望む。

(3)

コロナ禍にあっては、感染拡大防止の観点から高齢者の利用制限を設け、センターにおいて行う講座、グループ活動等の中止、キャンセル等があり、利用者の確保に苦慮されたことと思うが、施設内の感染症対策も徹底されており、徐々に利用者も増えつつある。

引き続き感染症対策に努めながら、子どもから高齢者まで多くの方が気軽に利用され、子育て支援、高齢者の生きがいづくりに寄与されることを期待する。

【措置状況】

(1)

備品シールと所属別備品出納簿の突合などご指摘いただいた点につきましては、シールに記載の番号を修正するなど直ちに改善いたしました。

今後はこのような事態が発生しないよう適正管理に努めてまいります。

(2)

子どもが使用する遊具等の備品につきましては、使用後に職員が消毒作業を行っており、それに合わせて不具合の発生がないかなど自主点検を行っております。

今後も継続的に実施し適正管理に努めてまいります。

(3)

ご指摘いただいたとおり、新型コロナウイルス感染症が5類に緩和され、利用者も徐々に戻りつつある状況であることから、講座の機会を増やすなどより多く利用していただける対策を講じております。

引き続き感染症対策に努めながら、子育てふれあいセンターが今まで以上に住民にとってよりどころとなるような施設を目指してまいります。